

お客様各位

平成27年8月1日

連日厳しい暑さが続いておりますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～スキャナ保存制度について
3. 労働法規制～改正労働基準法について
4. シリーズ～マイナンバー対策 その5

## 1. 今月の事務

8月は夏季休暇があり、会社におかれましては次の対策を立てておきましょう。

### ①夏季休暇前後の事務

夏季休暇を実施する場合は、その前後の事務や連絡をミスやモレのないように行ないましょう。例えば、休暇前の業務としては、取引先など対外的な挨拶や連絡、休暇中の連絡先の整備などがあります。また、休暇後には、郵便物の関係部署への速やかな配付、社員の勤怠管理の徹底といった業務があります。最近では、各担当者の取引先の休暇日程に合わせたり、個人ごとに何パターンかに分けて夏季休暇を設定するケースも増えています。そうした場合は、休暇の時期がバラバラになりますから、社内連絡などに支障が生じないように注意しましょう。

### ②建物・設備などの点検・修理

業種や業態によっては、8月は閑散期にあたる会社が多く、そうした会社では、緊急性はないものの、ふだんなかなか手をつけられずに気になっていたことに手をつけてみるのもよいでしょう。例えば、繁忙期には後回しになりがちな業務として、建物や設備などの点検・修理があります。不具合があれば、業者などに連絡し、修理や交換の手配を行ないましょう。

### ③税務調査への備え

税務署内の人事異動は確定申告の処理が一段落した7月に行なわれ、それから業務の引継ぎ、調査法人の選定などを経て、本格的に税務調査に動き始めるため、毎年8月後半から11月は税務調査のピークとなります。いつ税務調査が来ても対応できるよう、自社の処理を確認し、調査官が疑問をもちそうな点については、きちんと説明できるようにしておきましょう。

## 2. 税制解説～スキャナ保存制度について

平成27年度の改正によりスキャナ保存の対象外とされていた「契約書・領収書のうち金額3万円以上のもの」が、スキャナ保存が認められるようになりました。

その要件として、①相互けん制、②定期的なチェック、③再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施することが必要です。

人数の限りのある中小企業で、①相互けん制と②定期的なチェックをどのように行うのかという疑問が生じますが、スキャナ処理を外注に出せば、自身でチェックすることで①相互けん制と②定期的なチェックが図られます。

この改正は、平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用されます。

### 3. 労働法規制～改正労働基準法について

5月号で労働基準法改正案のトピックとして、そこではフレックスタイム労働の見直しやホワイトカラー・エグゼンプション（脱時間給制）など大企業向けの改正案をご説明しましたが、今回は中小企業に影響が大きいものとして、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の猶予の見直しです。

平成22年の労働基準法改正で月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられましたが、中小企業に対しては当分の間は適用を猶予していたものが、平成31年4月からは適用されます。

実際の適用まで時間がありますが、最近の求人難を背景に、スピードが遅く、質の劣る労働しか提供できない労働者の処遇を考えなければいけない状況になりそうです。

### 4. シリーズ～マイナンバー対策 その5

今回は、マイナンバーとよく似ている個人情報（保護法）との相違点を説明します。

まず、定義ですが、個人情報とは生存者に係る氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものに対して、マイナンバーにおける特定個人情報とは死亡者を含めてマイナンバーに対応する符号を、その内容に含む個人情報を指します。

次に、法律の対象となる者が個人情報は過去6か月以内に5千件以上扱う者であるため事業者は限定されますが、マイナンバーは件数に関係なく、1件でも扱えば対象となります。

最後に、利用目的について、個人情報は事業者が定めることが可能でその目的の範囲内であれば無条件で利用できるのですが、マイナンバーは社会保障・税・災害対策に限定されています。目的外利用は個人情報では本人の同意があれば可能ですが、マイナンバーは絶対に認められない上に罰則があります。

利用が厳格に制限されているのマイナンバーですが、事業者としてはマイナンバーを利用するメリットは非常に低く、管理が大変になるだけかもしれません。公正な社会実現のためのインフラ整備に協力すると考えて下さい。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>